

令和 6 年 第 2 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和 6 年 6 月 5 日 提出

目 次

議案第 4 4 号	専決処分の承認について-----	7
議案第 4 5 号	専決処分の承認について-----	1 6
議案第 4 6 号	専決処分の承認について-----	1 9
議案第 4 7 号	専決処分の承認について-----	3 4
議案第 4 8 号	令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 3 号) -----	4 6
議案第 4 9 号	令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 4 号) -----	5 6
議案第 5 0 号	令和 6 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計補正予算(第 1 号)-----	8 3
議案第 5 1 号	行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情 報の提供に関する条例の一部を改正す る条例-----	9 4
議案第 5 2 号	茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例-----	9 5
議案第 5 3 号	茅ヶ崎市子育て支援センター条例の一 部を改正する条例-----	9 6
議案第 5 4 号	茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改 正する条例-----	9 9
議案第 5 5 号	茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する 条例-----	1 0 0
議案第 5 6 号	工事請負契約の変更について-----	1 0 1

議案第 5 7 号	動産の取得について-----	1 0 2
議案第 5 8 号	動産の取得について-----	1 0 3
議案第 5 9 号	藤沢市と茅ヶ崎市とのし尿等処理に關 する事務の委託に係る協議について-----	1 0 4
議案第 6 0 号	和解について-----	1 0 8
議案第 6 1 号の 1	市道路線の廃止について-----	1 0 9
議案第 6 1 号の 2	市道路線の廃止について-----	1 1 2
議案第 6 2 号の 1	市道路線の認定について-----	1 1 5
議案第 6 2 号の 2	市道路線の認定について-----	1 1 8
議案第 6 2 号の 3	市道路線の認定について-----	1 2 1
議案第 6 2 号の 4	市道路線の認定について-----	1 2 4
議案第 6 2 号の 5	市道路線の認定について-----	1 2 7
議案第 6 2 号の 6	市道路線の認定について-----	1 3 0
報告第 2 号	茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況につ いて-----	1 3 3
報告第 3 号	公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ 振興財団の経営状況について-----	1 3 4
報告第 4 号	土地信託の事務処理状況について-----	1 3 5
報告第 5 号	令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継 続費繰越計算書について-----	1 3 7
報告第 6 号	令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰 越明許費繰越計算書について-----	1 4 1
報告第 7 号	令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計予算の事 故繰越し繰越計算書について-----	1 5 1

報告第 8 号	令和 5 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計予算の繰越計算書について-----	1 5 5
報告第 9 号	令和 5 年度茅ヶ崎市病院事業会計予算 の繰越計算書について-----	1 6 1
報告第 10 号	専決処分の報告について-----	1 6 4

専決処分の承認について

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例（令和 6 年茅ヶ崎市条例第 2 0 号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方税法の改正に伴い、令和 6 年度分の個人の市民税に係る所得割の額について定額減税を実施するとともに、宅地等及び農地に係る固定資産税及び都市計画税の負担の調整を行うほか、特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる割合を定めた等のため、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により提案する。

専決第2号

専 決 処 分 書

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月30日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市市税条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第2条の次に次の2条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第2条の2 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が18,050,000円以下である所得割の納税義務者（次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第25条の4、第25条の8、第25条の9及び前条第2項並びに法第314条の6、第314条の8、第314条の9、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項及び附則第7条の2第4項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第25条の8第2項及び第28条の10第1項並びに法附則第5条の5第2項の規定の適用については、第25条の8第2項中「法附則第5条の6第2項」とあるのは「法附則第5条の6第2項及び附則第5条の8第6項」と、第28条の10第1項中「課した」とあるのは「附則第2条の2第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第2条の2第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、法附則第5条の5第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額（附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第2条の3 令和6年度分の個人の市民税に限り、第28条の7第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第28条の7第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所

得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第28条第1項に規定する第1期の納期（以下この項において「第1期納期」という。）及び第28条第1項に規定する第2期の納期（以下この項において「第2期納期」という。）に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第28条の8に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10

月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間においてはその者の 1 0 月分金額に相当する税額、同年 1 2 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 1 0 月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 1 0 月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 1 2 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 1 0 月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 1 0 月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間における税額はないものとし、同年 1 2 月 1 日から翌年の 1 月 3 1 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 1 0 月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 3 1 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 1 0 月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から翌年の 1 月 3 1 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 3 1 日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第 2 8 条の 9 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 2 条の 3 第 1 項各号に規定する

特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第28条の10第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第28条の10第2項の規定により読み替えられた第28条の7第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第28条の9の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金

給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第2条の3第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第28条の11第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

附則第3条第13項を削り、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

- 7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第3条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第4条第11項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又

は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第5条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第6条の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第7条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第9条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第10条第4項を削る。

附則第11条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第14条中「令和3年法律第7号)附則第14条」を「令和6年法律第4号)附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度までの各年度分」を「令和6年度分及び令和7年度分」に改める。

附則第15条中「又は第4項」を削る。

附則第16条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日まで」を「令和9年3月31日まで」に改める。

附則第22条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、10分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第23条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第25条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第26条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の茅ヶ崎市市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分の承認について

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年茅ヶ崎市条例第 2 1 号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、学校医等の公務災害に対する介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改めたため、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により提案する。

専 決 処 分 書

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 4 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年茅ヶ崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「次に掲げる場合」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合」に改め、「、又は収容され」を削り、同条各号を削る。

第12条第2項第1号中「172, 550円」を「177, 950円」に改め、同項第2号中「77, 890円」を「81, 290円」に改め、同項第3号中「86, 280円」を「88, 980円」に改め、同項第4号中「38, 900円」を「40, 600円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「6, 340」を「6, 618」に、「8, 085」を「8, 283」に、「9, 640」を「9, 795」に、「10, 810」を「10, 923」に、「11, 645」を「11, 718」に、「12, 388」を「12, 438」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5, 340」を「5, 568」に、「6, 310」を「6, 470」に、「6, 925」を「7, 038」に、「8, 028」を「8, 093」に、「8, 908」を「8, 950」に、「9, 370」を「9, 398」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第12条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、令和5年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

専決処分の承認について

令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 1 号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により提案する。

専 決 処 分 書

令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）を次のとおり定める。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年5月8日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,871,320千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,101,320千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		15,494,210	1,871,320	17,365,530
	2 国庫補助金	2,868,913	1,871,320	4,740,233
歳 入 合 計		93,230,000	1,871,320	95,101,320

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		37,464,851	1,871,320	39,336,171
	1 社会福祉費	16,880,756	1,871,320	18,752,076
歳 出 合 計		93,230,000	1,871,320	95,101,320

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	15,494,210	1,871,320	17,365,530
歳 入 合 計	93,230,000	1,871,320	95,101,320

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	37,464,851	1,871,320	39,336,171
歳 出 合 計	93,230,000	1,871,320	95,101,320

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,871,320	0	0	0
1,871,320	0	0	0

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	15,494,210	1,871,320	17,365,530
	2 国庫補助金	2,868,913	1,871,320	4,740,233
	2 民生費国庫補助金	739,493	1,871,320	2,610,813
歳 入 合 計		93,230,000	1,871,320	95,101,320

国庫支出金

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 地方創生臨時 交付金	1,871,320	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,871,320

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 民生費	37,464,851	1,871,320	39,336,171		
1 社会福祉費	16,880,756	1,871,320	18,752,076		
1 社会福祉総務費	5,630,491	1,871,320	7,501,811	国庫支出金	1,871,320
歳 出 合 計	93,230,000	1,871,320	95,101,320		

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	5,988	10 職員給与費	4,656
3 職員手当等	6,130	230 物価高騰対応重点支援給付金給付事業費	1,866,664
6 時間外勤務手当	4,656	1 物価高騰対応重点支援給付金	1,742,270
17 会計年度任用職員期末勤勉手当	1,474	2 物価高騰対応重点支援給付金給付事務費	124,394
4 共済費	1,345		
8 旅費	705		
1 費用弁償	705		
10 需用費	910		
1 消耗品費	700		
4 印刷製本費	210		
11 役務費	33,413		
1 通信運搬費	28,683		
3 手数料	4,730		
12 委託料	77,443		
13 使用料及び賃借料	3,116		
18 負担金補助及び交付金	1,742,270		

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	1,637 (1,262)	1,393,606	5,957,243	13,504,524	2,413,050	15,917,574	
補正前	1,637 (1,260)	1,387,618	5,951,113	13,492,406	2,411,705	15,904,111	
比 較	0 (2)	5,988	6,130	12,118	1,345	13,463	
職員手当 の内訳	区 分	期末勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)				
	補正後	3,185,914	693,291				
	補正前	3,184,440	688,635				
	比 較	1,474	4,656				

※表中()は、短時間勤務職員について外書きしたものです。

※職員数には、育児休業を取得した職員の代替として採用している任期付職員を含みます。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	5,562,819	11,716,494	13,933,047	
補正前	5,558,163	11,711,838	13,928,391	
比 較	4,656	4,656	4,656	
職員手当 の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)		
	補正後	693,291		
	補正前	688,635		
	比 較	4,656		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,217)	1,393,606	394,424	1,788,030	196,497	1,984,527	
補正前	(1,215)	1,387,618	392,950	1,780,568	195,152	1,975,720	
比 較	(2)	5,988	1,474	7,462	1,345	8,807	
職員手当 の内訳	区 分	期末勤勉手当 (千円)					
	補正後	394,424					
	補正前	392,950					
	比 較	1,474					

※表中()は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書きしたものです。

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	6,130	その他の増減分 6,130	期末勤勉手当 1,474 千円	
			時間外勤務手当 4,656 千円	

専決処分の承認について

令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 2 号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により提案する。

専 決 処 分 書

令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 2 号）を次のとおり定める。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 5 月 2 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ441千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,101,761千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		17,365,530	330	17,365,860
	1 国庫負担金	12,575,835	330	12,576,165
20 繰越金		1,000,000	111	1,000,111
	1 繰越金	1,000,000	111	1,000,111
歳 入 合 計		95,101,320	441	95,101,761

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		10,682,554	441	10,682,995
	1 保健衛生費	5,190,404	441	5,190,845
歳 出 合 計		95,101,320	441	95,101,761

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	17,365,530	330	17,365,860
20 繰越金	1,000,000	111	1,000,111
歳 入 合 計	95,101,320	441	95,101,761

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費	10,682,554	441	10,682,995
歳 出 合 計	95,101,320	441	95,101,761

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特	定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
330	0	0	111
330	0	0	111

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	17,365,530	330	17,365,860
	1 国庫負担金	12,575,835	330	12,576,165
	2 衛生費国庫負担金	8,239	330	8,569
20	繰越金	1,000,000	111	1,000,111
	1 繰越金	1,000,000	111	1,000,111
	1 繰越金	1,000,000	111	1,000,111
歳 入 合 計		95,101,320	441	95,101,761

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費負担金	330	2 感染症患者入院医療費負担金（3／4） 330
1 前年度繰越金	111	1 前年度繰越金 111

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
4 衛生費	10,682,554	441	10,682,995		
1 保健衛生費	5,190,404	441	5,190,845		
2 予防費	873,356	441	873,797	国庫支出金	330
				一般財源	111
歳 出 合 計	95,101,320	441	95,101,761		

衛生費

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶助費	441	30 感染症対策事業費 441 4 感染症患者医療費 441

令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,996 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 95,115,757 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		17,365,860	6,048	17,371,908
	1 国庫負担金	12,576,165	6,048	12,582,213
20 繰越金		1,000,111	7,948	1,008,059
	1 繰越金	1,000,111	7,948	1,008,059
歳 入 合 計		95,101,761	13,996	95,115,757

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		10,682,995	8,496	10,691,491
	1 保健衛生費	5,190,845	8,496	5,199,341
10 教育費		11,120,184	5,500	11,125,684
	5 社会教育費	1,858,882	5,500	1,864,382
歳 出 合 計		95,101,761	13,996	95,115,757

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	17,365,860	6,048	17,371,908
20 繰越金	1,000,111	7,948	1,008,059
歳 入 合 計	95,101,761	13,996	95,115,757

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費	10,682,995	8,496	10,691,491
10 教育費	11,120,184	5,500	11,125,684
歳 出 合 計	95,101,761	13,996	95,115,757

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	補定	財源	一般財源
国県支出金	地方債	その他	
6,048	0	0	2,448
0	0	0	5,500
6,048	0	0	7,948

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	17,365,860	6,048	17,371,908
	1 国庫負担金	12,576,165	6,048	12,582,213
	2 衛生費国庫負担金	8,569	6,048	14,617
20	繰越金	1,000,111	7,948	1,008,059
	1 繰越金	1,000,111	7,948	1,008,059
	1 繰越金	1,000,111	7,948	1,008,059
歳 入 合 計		95,101,761	13,996	95,115,757

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費負担金	6,048	2 感染症患者入院医療費負担金 (3 / 4) 5,405 3 感染症発生動向調査事業費負担金 (1 / 2) 643
1 前年度繰越金	7,948	1 前年度繰越金 7,948

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
4 衛生費	10,682,995	8,496	10,691,491		
1 保健衛生費	5,190,845	8,496	5,199,341		
2 予防費	873,797	8,496	882,293	国庫支出金	6,048
				一般財源	2,448
10 教育費	11,120,184	5,500	11,125,684		
5 社会教育費	1,858,882	5,500	1,864,382		
3 博物館費	76,168	5,500	81,668	一般財源	5,500
歳 出 合 計	95,101,761	13,996	95,115,757		

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	1,288	30 感染症対策事業費 8,496 2 感染症発生動向調査事業費 1,288 4 感染症患者医療費 7,208
19 扶助費	7,208	
12 委託料	5,500	30 文化資料館跡地処分事業費 5,500

令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ314,777千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,430,534千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和6年6月5日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		17,371,908	195,730	17,567,638
	1 国庫負担金	12,582,213	1,800	12,584,013
	2 国庫補助金	4,740,233	193,930	4,934,163
16 県支出金		6,348,346	27,871	6,376,217
	2 県補助金	1,460,824	27,871	1,488,695
17 財産収入		213,118	31	213,149
	1 財産運用収入	177,069	31	177,100
19 繰入金		1,005,237	9,274	1,014,511
	2 基金繰入金	931,411	9,274	940,685
20 繰越金		1,008,059	68,467	1,076,526
	1 繰越金	1,008,059	68,467	1,076,526
21 諸収入		4,688,415	404	4,688,819
	5 雑入	1,394,432	404	1,394,836
22 市債		12,189,800	13,000	12,202,800
	1 市債	12,189,800	13,000	12,202,800
歳 入 合 計		95,115,757	314,777	95,430,534

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		10,316,764	6,778	10,323,542
	1 総務管理費	8,497,617	5,469	8,503,086
	3 戸籍住民基本台帳費	812,139	1,309	813,448
3 民生費		39,336,171	274,327	39,610,498
	1 社会福祉費	18,752,076	5,726	18,757,802
	2 児童福祉費	16,198,055	264,001	16,462,056
	3 生活保護費	4,386,040	4,600	4,390,640
4 衛生費		10,691,491	14,225	10,705,716
	2 清掃費	5,492,150	14,225	5,506,375
8 土木費		9,907,725	19,447	9,927,172
	2 道路橋りょう費	2,947,151	9,767	2,956,918
	4 都市計画費	4,274,245	9,680	4,283,925
歳 出 合 計		95,115,757	314,777	95,430,534

第 2 表 継 続 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	体育館管理運営経費 (総合体育館非常用発電設備更新工事)	千円 603,990	令和 6 年度	千円 0
				令和 7 年度	603,990

第 3 表 繰越明許費補正

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
2 総務費	1 総務管理費	車両管理経費	167	223
4 衛生費	2 清掃費	収集車等購入事業	42,674	56,899

第 4 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
総合体育館非常用発電設備更新工事監理業務委託経費	令和7年度	千円 7,149
総合体育館非常用発電設備更新工事意図伝達業務委託経費	令和7年度	2,644
茅ヶ崎市子育て支援センター指定管理料	令和6年度 } 令和11年度	552,785

第 5 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
総 合 体 育 館 整 備 事 業	955,100	957,500
収 集 車 等 購 入 事 業	31,800	42,400
計	12,189,800	12,202,800

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	17,371,908	195,730	17,567,638
16 県支出金	6,348,346	27,871	6,376,217
17 財産収入	213,118	31	213,149
19 繰入金	1,005,237	9,274	1,014,511
20 繰越金	1,008,059	68,467	1,076,526
21 諸収入	4,688,415	404	4,688,819
22 市債	12,189,800	13,000	12,202,800
歳 入 合 計	95,115,757	314,777	95,430,534

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	10,316,764	6,778	10,323,542
3 民生費	39,336,171	274,327	39,610,498
4 衛生費	10,691,491	14,225	10,705,716
8 土木費	9,907,725	19,447	9,927,172
歳 出 合 計	95,115,757	314,777	95,430,534

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定	財 源	一 般 財 源	
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4,123	2,400	0	255
219,478	0	9,709	45,140
0	10,600	0	3,625
0	0	0	19,447
223,601	13,000	9,709	68,467

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	17,371,908	195,730	17,567,638
1 国庫負担金	12,582,213	1,800	12,584,013
1 民生費国庫負担金	12,567,596	1,800	12,569,396
2 国庫補助金	4,740,233	193,930	4,934,163
1 総務費国庫補助金	509,993	4,123	514,116
2 民生費国庫補助金	2,610,813	189,807	2,800,620
16 県支出金	6,348,346	27,871	6,376,217
2 県補助金	1,460,824	27,871	1,488,695
2 民生費県補助金	965,954	27,871	993,825
17 財産収入	213,118	31	213,149
1 財産運用収入	177,069	31	177,100
1 財産貸付収入	111,576	31	111,607
19 繰入金	1,005,237	9,274	1,014,511
2 基金繰入金	931,411	9,274	940,685

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 生活保護費負担金	1,800	1 生活保護費負担金 (3 / 4)	1,800
1 総務管理費補助金	2,814	4 子ども・子育て支援事業費補助金 (10 / 10)	2,814
2 戸籍住民基本台帳費補助金	1,309	1 社会保障・税番号制度推進事業補助金	1,309
2 児童福祉費補助金	188,707	3 保育対策総合支援事業費補助金 4 子ども・子育て支援交付金 16 安心こども交付金事業費補助金 (10 / 10)	178,372 9,325 1,010
3 生活保護費補助金	1,100	1 生活保護適正実施推進事業費補助金	1,100
2 児童福祉費補助金	27,871	6 子ども・子育て支援交付金 13 手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金 (2 / 3)	9,325 18,546
1 土地貸付収入	31	1 市有土地貸付収入	31

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	5	子ども未来応援基金繰入金	94,338	9,274	103,612
20	繰越金		1,008,059	68,467	1,076,526
	1	繰越金	1,008,059	68,467	1,076,526
	1	繰越金	1,008,059	68,467	1,076,526
21	諸収入		4,688,415	404	4,688,819
	5	雑入	1,394,432	404	1,394,836
	2	雑入	1,392,421	404	1,392,825
22	市債		12,189,800	13,000	12,202,800
	1	市債	12,189,800	13,000	12,202,800
	1	総務債	1,057,800	2,400	1,060,200
	3	衛生債	580,800	10,600	591,400
歳 入 合 計			95,115,757	314,777	95,430,534

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 子ども未来応援基金繰入金	9,274	1 子ども未来応援基金繰入金	9,274
1 前年度繰越金	68,467	1 前年度繰越金	68,467
2 総務費雑入	404	90 その他雑入	404
1 総務管理債	2,400	3 総合体育館整備事業債	2,400
2 清掃債	10,600	2 収集車等購入事業債	10,600

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	10,316,764	6,778	10,323,542		
1 総務管理費	8,497,617	5,469	8,503,086		
1 一般管理費	3,215,641	2,814	3,218,455	国庫支出金	2,814
6 財産管理費	654,098	56	654,154	一般財源	56
7 企画費	1,195,540	130	1,195,670	一般財源	130
10 恩給及び退職年金費	945	19	964	一般財源	19
14 スポーツ振興費	1,430,219	2,450	1,432,669	地 方 債	2,400
				一般財源	50
3 戸籍住民基本台帳費	812,139	1,309	813,448		
1 戸籍住民基本台帳費	812,139	1,309	813,448	国庫支出金	1,309
3 民生費	39,336,171	274,327	39,610,498		
1 社会福祉費	18,752,076	5,726	18,757,802		
7 交通安全推進費	123,355	5,726	129,081	そ の 他	435
				一般財源	5,291

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	2,814	20 一般管理経費	2,814
11 役務費	21	30 車両管理経費	56
6 自動車損害保 険料	21		
26 公課費	35		
1 報酬	120	40 行政改革推進経費	130
8 旅費	10		
1 費用弁償	10		
6 恩給及び退職 年金	19	10 退隠料及び遺族扶助料	19
12 委託料	2,450	50 体育館管理運営経費 1 体育館管理運営経費	2,450 2,450
12 委託料	1,052	20 戸籍住民基本台帳管理経費	1,309
21 補償補填及び 賠償金	257		
18 負担金補助及 び交付金	5,726	40 自動車駐車場管理経費	5,726

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
	2 児童福祉費	16,198,055	264,001	16,462,056		
	1 児童福祉総務費	4,045,768	250,172	4,295,940	国庫支出金	188,707
					県支出金	23,907
					そ の 他	7,138
					一般財源	30,420
	4 児童福祉施設費	458,973	13,797	472,770	県支出金	3,964
					そ の 他	2,136
					一般財源	7,697
	5 地域児童福祉費	117,207	32	117,239	一般財源	32
	3 生活保護費	4,386,040	4,600	4,390,640		
	1 生活保護総務費	217,757	2,200	219,957	国庫支出金	1,100
					一般財源	1,100
	2 扶助費	4,168,283	2,400	4,170,683	国庫支出金	1,800
					一般財源	600
	4 衛生費	10,691,491	14,225	10,705,716		
	2 清掃費	5,492,150	14,225	5,506,375		
	2 じんかい処理費	3,481,620	14,225	3,495,845	地 方 債	10,600
					一般財源	3,625

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	120	40 民間保育所運営補助事業費 35,313
8 旅費	5	170 地域型保育運営補助事業費 14,065
1 費用弁償	5	230 民間保育所等施設整備事業費 200,794
18 負担金補助及び交付金	250,047	
10 需用費	8,443	10 保育園業務管理経費 13,797
1 消耗品費	6,875	
6 修繕料	1,568	
17 備品購入費	5,354	
1 報酬	30	30 重層の支援体制整備事業費 32
8 旅費	2	
1 費用弁償	2	
12 委託料	2,200	20 生活保護総務管理経費 2,200
19 扶助費	2,400	10 生活保護扶助費 2,400
11 役務費	80	20 収集運搬経費 14,225
3 手数料	80	2 収集車等購入経費 14,225

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
8	土木費		9,907,725	19,447	9,927,172		
	2 道路橋りょう費		2,947,151	9,767	2,956,918		
	1 道路橋りょう総務費		659,069	230	659,299	一般財源	230
	2 道路維持費		443,502	278	443,780	一般財源	278
	3 道路新設改良費		1,101,205	9,259	1,110,464	一般財源	9,259
	4 都市計画費		4,274,245	9,680	4,283,925		
	1 都市計画総務費		3,320,872	9,680	3,330,552	一般財源	9,680
	歳 出 合 計		95,115,757	314,777	95,430,534		

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
17 備品購入費	14,145		
10 需用費	230	20 道路橋りょう総務管理経費	230
5 光熱水費	230		
10 需用費	278	40 補修作業用諸費	278
5 光熱水費	278		
10 需用費	9,259	40 道路照明灯等関係経費	9,259
5 光熱水費	9,259		
18 負担金補助及び交付金	9,680	80 交通政策推進事業費 4 北茅ヶ崎駅整備事業費	9,680 9,680

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	その他の 特 別 職	1,578	136,315	136,315	144,514	
	計	1,609	289,687	417,803	483,159	
補 正 前	その他の 特 別 職	1,577	136,045	136,045	144,244	
	計	1,608	289,417	417,533	482,889	
比 較	その他の 特 別 職	1	270	270	270	
	計	1	270	270	270	

継 続 費 に

款	項	事 業 名	全 体 計 画					
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1 総務管理費	体育館管理運営経費 (総合体育館非常用 発電設備更新工事)	令和 6	千円 0	千円	千円	千円	千円
			7	603,990		603,900		90
			計	603,990		603,900		90

関 する 調 書

前 前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 する 率
千円	千円	千円	千円	千円	%
				603,990	100.0
				603,990	100.0

債 務 負 担 行 為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
総合体育館非常用発電設備更新工事監理業務委託経費	千円 7,149		千円
総合体育館非常用発電設備更新工事意図伝達業務委託経費	2,644		
茅ヶ崎市子育て支援センター指定管理料	552,785		

に 関 する 調 書

当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
令和7年度	千円 7,149	千円	千円 7,100	千円	千円 49
令和7年度	2,644		2,600		44
令和6年度 ┌ 令和11年度	552,785	214,485			338,300

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額				補 正 前	補 正 後
		補正前の額	補 正 額	繰 越 額	計		
1 普 通 債	35,730,768	11,841,800	13,000	1,470,300	13,325,100	44,318,545	45,801,845
(1) 総 務	9,597,537	1,057,800	2,400	227,200	1,287,400	9,929,630	10,159,230
(3) 衛 生	2,592,652	580,800	10,600	70,500	661,900	2,852,678	2,933,778
合 計	59,570,787	12,189,800	13,000	1,470,300	13,673,100	66,114,294	67,597,594

令和 6 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度茅ヶ崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40,757 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,881,757 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		710	40,757	41,467
	1 国庫補助金	710	40,757	41,467
歳入合計		22,841,000	40,757	22,881,757

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		346,682	40,757	387,439
	1 総務管理費	297,395	40,757	338,152
歳 出 合 計		22,841,000	40,757	22,881,757

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金	710	40,757	41,467
歳 入 合 計	22,841,000	40,757	22,881,757

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	346,682	40,757	387,439
歳 出 合 計	22,841,000	40,757	22,881,757

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定	財 源	一 般 財 源	
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
40,757	0	0	0
40,757	0	0	0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金	710	40,757	41,467
1 国庫補助金	710	40,757	41,467
3 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	0	40,757	40,757
歳 入 合 計	22,841,000	40,757	22,881,757

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会保障・税 番号制度シス テム整備費等 補助金	40,757	1 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 40,757

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 総務費	346,682	40,757	387,439		
1 総務管理費	297,395	40,757	338,152		
1 一般管理費	295,365	40,757	336,122	国庫支出金	40,757
歳 出 合 計	22,841,000	40,757	22,881,757		

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 役務費	7,564	20 一般管理経費	40,757
1 通信運搬費	7,564		
12 委託料	33,193		

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年茅ヶ崎市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、生活保護法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年茅ヶ崎市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「次条第 1 項」の次に「、第 8 条の 3 第 2 項」を加える。

第 8 条の 3 第 2 項中「（居宅訪問型保育事業者を除く。）」を削る。

第 2 6 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 3 0 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 3 2 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 3 8 条第 4 号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第 4 5 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 8 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第 3 0 条第 2 項、第 3 2 条第 2 項、第 4 5 条第 2 項及び第 4 8 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第 3 0 条第 2 項、第 3 2 条第 2 項、第 4 5 条第 2 項及び第 4 8 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所に置く保育士等の数に係る基準を改める等のため提案する。

茅ヶ崎市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市子育て支援センター条例（平成 27 年茅ヶ崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「茅ヶ崎市子育て支援センター」の次に「（以下「子育て支援センター」という。）」を加える。

第 3 条を次のように改める。

（事業）

第 3 条 子育て支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

（1）乳児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する乳児をいう。）又は幼児（同項第 2 号に規定する幼児をいう。）及びその保護者（同法第 6 条に規定する保護者をいう。）が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

（2）茅ヶ崎駅北口子育て支援センターにあっては、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この号において「援助希望者」という。）との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業

ア 規則で定める者を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴って行うものを含む。）を行うこと。

イ 規則で定める者が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

（3）前 2 号に掲げるもののほか、市長が定める事業

第 6 条を第 12 条とする。

第 5 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 11 条とし、第 4 条を第 10 条とする。

第 3 条の次に次の 6 条を加える。

（子育て支援センターの管理）

第 4 条 子育て支援センターの管理は、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に子育て支援センターに係る事

業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、子育て支援センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められる者を指定管理者として指定しなければならない。

- (1) 事業計画による子育て支援センターの管理が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、子育て支援センターの適切な管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を適正かつ確実に行うことができる人的能力及び物的能力を有するものであること。

(指定管理者の業務)

第7条 子育て支援センターの指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 子育て支援センターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

(休館日)

第8条 子育て支援センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日（茅ヶ崎駅北口子育て支援センターを除く。）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日を開館しないことができる。

(開館時間)

第9条 子育て支援センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に開館時間を変更することができる。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市子育て支援センターの指定管理者の指定その他指定管理者による茅ヶ崎市子育て支援センターの管理のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の茅ヶ崎市子育て支援センター条例の例により行うことができる。

令和6年6月5日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎市子育て支援センターの管理を指定管理者に行わせることとし、指定管理者の指定の基準、指定管理者が行う業務等を定めるため提案する。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和 34 年茅ヶ崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条第 1 項中「令和 5 年度分」を「令和 6 年度分」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第 6 条第 1 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間を延長するため提案する。

茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市営住宅条例（平成 9 年茅ヶ崎市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表高田住宅の項中「茅ヶ崎市高田二丁目 95 番」を「茅ヶ崎市高田二丁目 95 番 1」に改め、別表の 2 の表高田住宅児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、高田住宅の一部及び高田住宅児童遊園を廃止するため提案する。

工事請負契約の変更について

浜園橋橋りょう整備工事（上部工）の請負契約の一部を次のように変更する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

契 約 金 額	変更前	402,333,800円
	変更後	401,162,300円

提案理由

本案は、浜園橋橋りょう整備工事（上部工）の請負契約について、工事に伴い発生する掘削土の処分計画の変更により、残土処分を減とすることから、契約金額を減額するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案する。

動産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- 1 動 産 の 名 称 ランチボックス及び付属品
- 2 契 約 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 金 額 38,506,050 円
- 4 納 入 期 限 令和 7 年 3 月 31 日
- 5 契 約 の 相 手 方 神奈川県横浜市都筑区中川中央 1-28-21 リブウェル 2F
新日本厨機株式会社 横浜支店
支店長 森 本 匡

提案理由

本案は、ランチボックス及び付属品の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案する。

動産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- 1 動 産 の 名 称 連続炊飯システム
- 2 契 約 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 金 額 20, 130, 000 円
- 4 納 入 期 限 令和 7 年 3 月 31 日
- 5 契 約 の 相 手 方 神奈川県横浜市都筑区池辺町 4495
株式会社アイホー 横浜営業所
所長 鈴 木 雅 弘

提案理由

本案は、連続炊飯システムの取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案する。

藤沢市と茅ヶ崎市とのし尿等処理に関する事務の委託に係る協議について

藤沢市と茅ヶ崎市とのし尿等処理に関する事務の委託について、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、次のとおり規約を定めることについて藤沢市と協議するものとする。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、本市が藤沢市にし尿等処理に関する事務の委託をするため、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により提案する。

藤沢市と茅ヶ崎市とのし尿等処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 茅ヶ崎市は、し尿等処理（本規約により委託されるし尿等の処理のための施設整備を含み、収集及び運搬を除く。）に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を藤沢市に委託する。ただし、委託事務の対象となるし尿等の内訳については、藤沢市長と茅ヶ崎市長が協議して定めるところによるものとする。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、法令に定めるもののほか、藤沢市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、茅ヶ崎市が負担することとし、茅ヶ崎市は、あらかじめこれを藤沢市に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、藤沢市長が茅ヶ崎市長と協議して定める。この場合において、藤沢市長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を茅ヶ崎市長に送付しなければならない。

(予算の措置)

第4条 藤沢市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、藤沢市歳入歳出予算に分別して計上するものとする。

(決算の措置)

第5条 藤沢市長は、各年度末においてその委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合には、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、藤沢市長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後、速やかに茅ヶ崎市長に提出しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行に係る予算に不足が生じた場合においては、その都度、藤沢市長と茅ヶ崎市長が協議して不足額の処理について定めるものとする。

- 3 藤沢市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を茅ヶ崎市長に通知するものとする。

(連絡会議)

- 第6条 藤沢市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、茅ヶ崎市長と連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定等における措置)

- 第7条 藤沢市長は、委託事務の管理及び執行について適用される藤沢市の条例等の制定、改正又は廃止をしようとする場合は、あらかじめ、その旨を茅ヶ崎市長に通知しなければならない。

- 2 藤沢市長は、委託事務の管理及び執行について適用される藤沢市の条例等の制定、改正又は廃止をした場合は、遅滞なくその旨を茅ヶ崎市長に通知しなければならない。

- 3 前項の規定による通知があったときは、茅ヶ崎市長は、遅滞なく委託事務の管理及び執行について適用される藤沢市の条例等の制定、改正又は廃止があった旨を公表しなければならない。

(委託事務の廃止手続)

- 第8条 藤沢市、茅ヶ崎市は、委託事務の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止をしようとする日の2年前までに書面により通知し、藤沢市長と茅ヶ崎市長は速やかに協議しなければならない。

- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもって、藤沢市長がこれを決算する。この場合において、委託事務の管理及び執行に係る予算に関し、剰余金が生じた場合には、藤沢市は速やかに茅ヶ崎市に還付し、不足が生じた場合には、藤沢市長と茅ヶ崎市長が協議して不足額の処理について定めるものとする。

(その他)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、藤沢市長と茅ヶ崎市長が協議の上、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和6年7月1日から施行する。

2 茅ヶ崎市長は、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定によるこの規約の告示の際、併せて委託事務に関する藤沢市の条例等が茅ヶ崎市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

和解について

次のとおり和解する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- 1 賠償の額 金 2 5 6 , 1 9 0 円
- 2 損害賠償の相手方 神奈川県横浜市神奈川区栄町 3 - 1 2
キャノンシステムアンドサポート株式会社
神奈川営業本部
本部長 新井 快光

3 損害賠償の理由

本市とキャノンシステムアンドサポート株式会社神奈川営業本部は、複合機のリース契約として令和 2 年 8 月 1 1 日付けで賃貸借契約（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）を締結しているが、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターを廃止したことに伴い一部契約を解除するため、これに対する解約金を賠償するものです。

提案理由

本案は、リース契約の一部解除について、和解を成立させるため提案する。

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
	2 6 1 1 号線	中 島 字 中 河 原 3 8 1 番 1 2 地 先	中 島 字 中 河 原 3 8 0 番 4 地 先	m 76.32	m 4.50

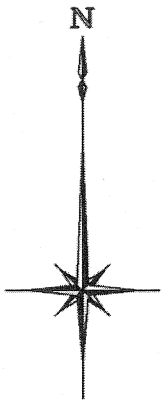
提案理由

本案は、本市に帰属した道路との再編成に伴い、市道路線を廃止するため、道路法第 10 条第 3 項の規定により提案する。

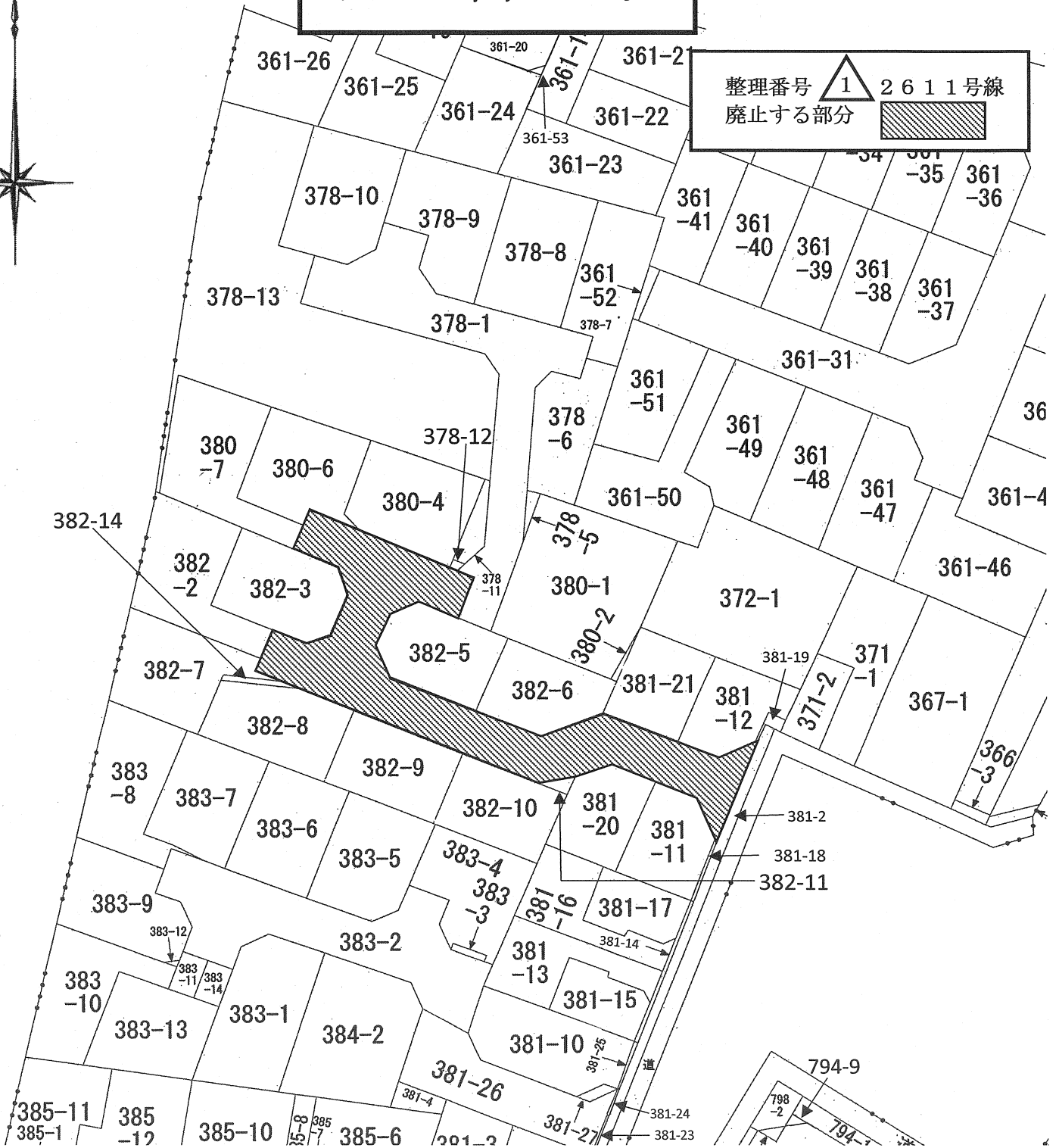
案 内 図



公 図 写



整理番号 1 2611号線
 廃止する部分



市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

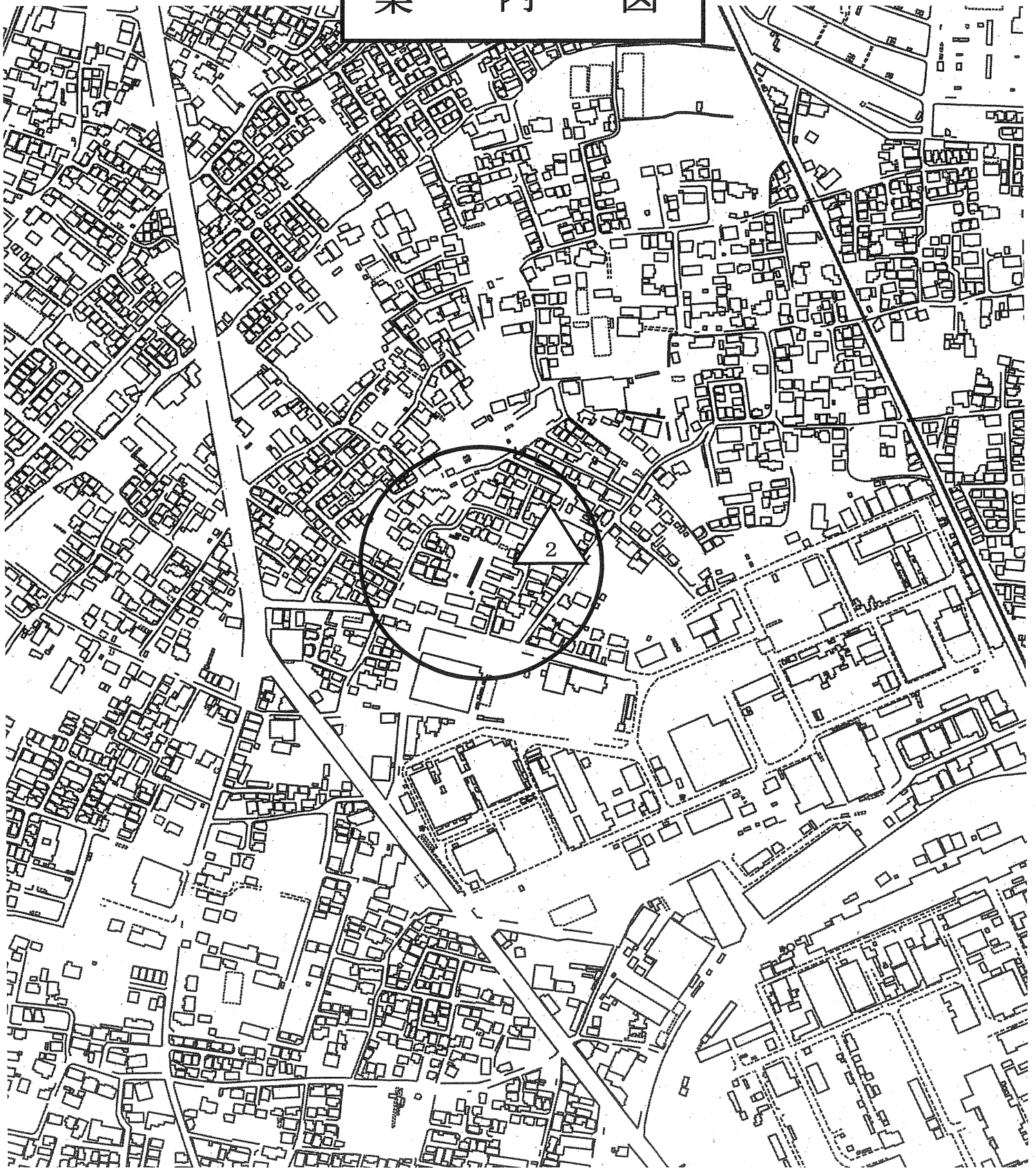
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
	4 0 7 6 号 線	円 蔵 字 下 ケ 町 2 3 7 5 番 地 先	円 蔵 字 下 ケ 町 2 3 9 8 番 イ 地 先	m 23.93	m 0.61

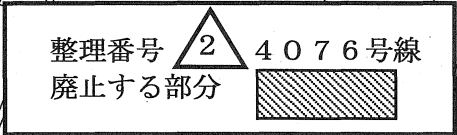
提案理由

本案は、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第 10 条第 3 項の規定により提案する。

案内図



寫 圖 公



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和6年6月5日提出

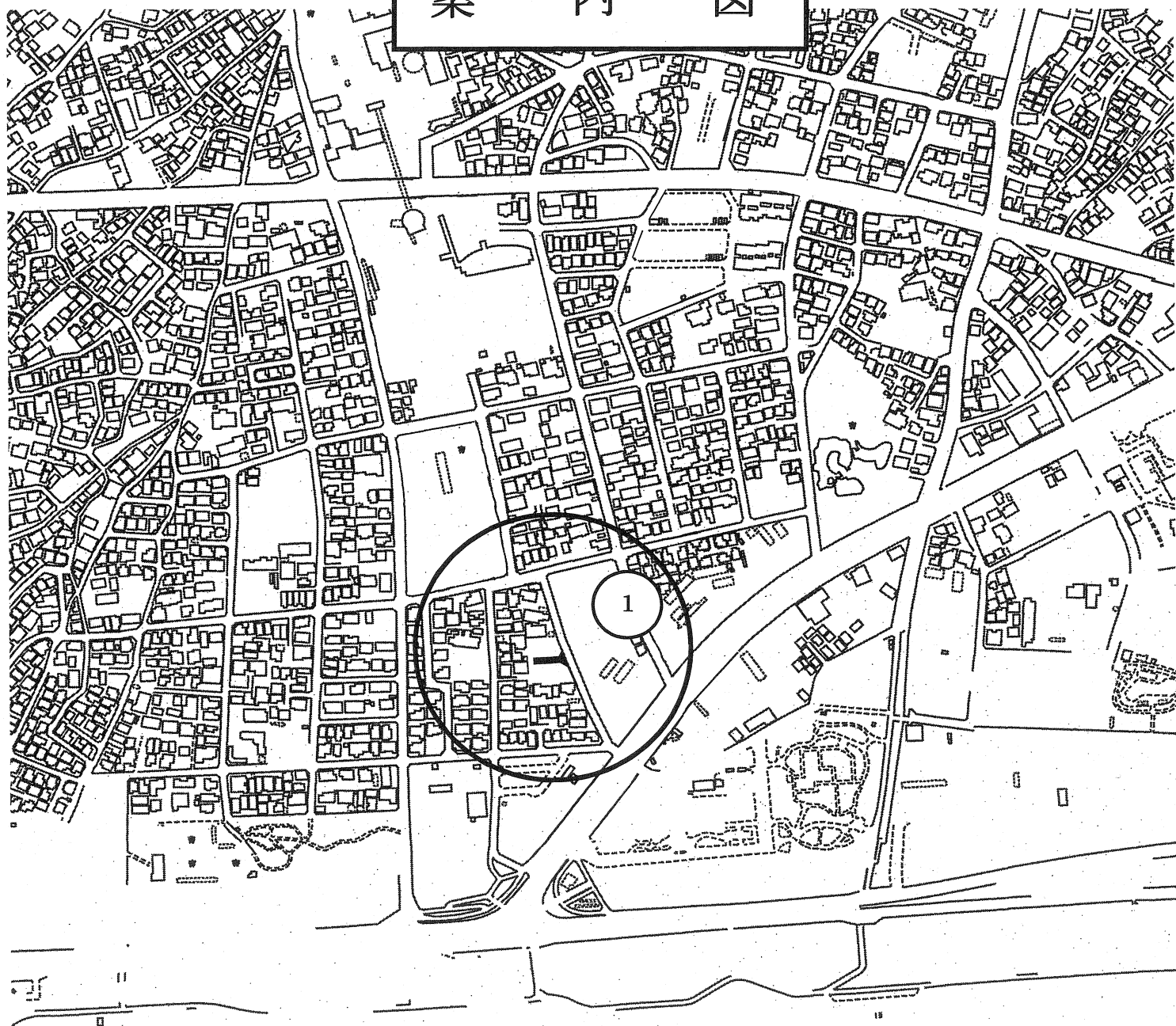
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	1973号線	緑 が 浜 5828番66地先	緑 が 浜 5828番62地先	m 24.20	m 4.50

提案理由

本案は、稲岡ホーム建設株式会社が築造し、令和6年1月23日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号① 1 9 7 3 号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	2 7 2 6 号 線	中 島 字 中 河 原 3 8 1 番 1 2 地 先	中 島 字 中 河 原 3 7 8 番 1 3 地 先	m 136.47	4.50 m ~ 5.01

提案理由

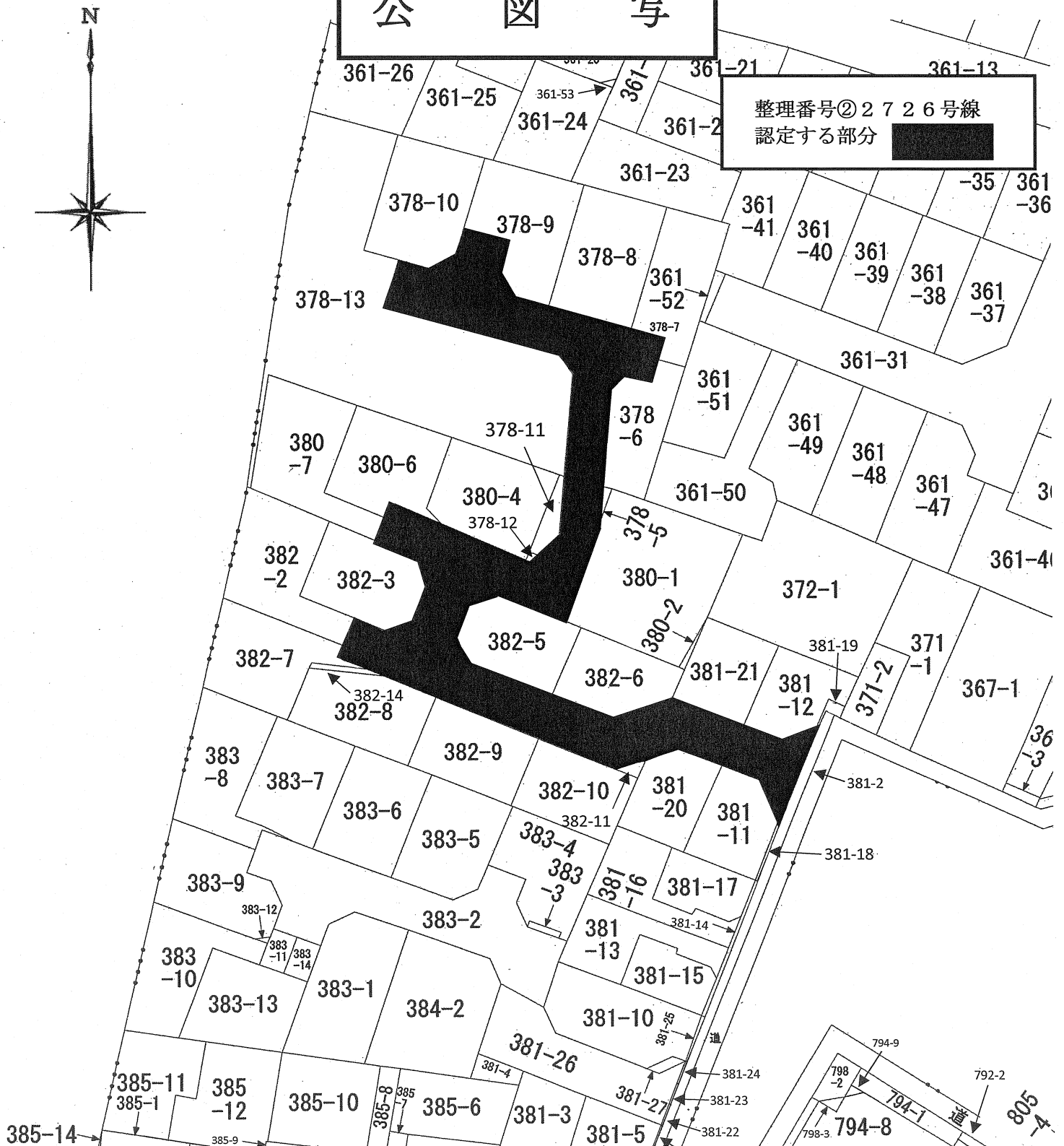
本案は、タクトホーム株式会社が築造し、令和 6 年 3 月 1 4 日に本市に帰属した道路及び市道 2 6 1 1 号線を再編成し、新たな市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号②2726号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

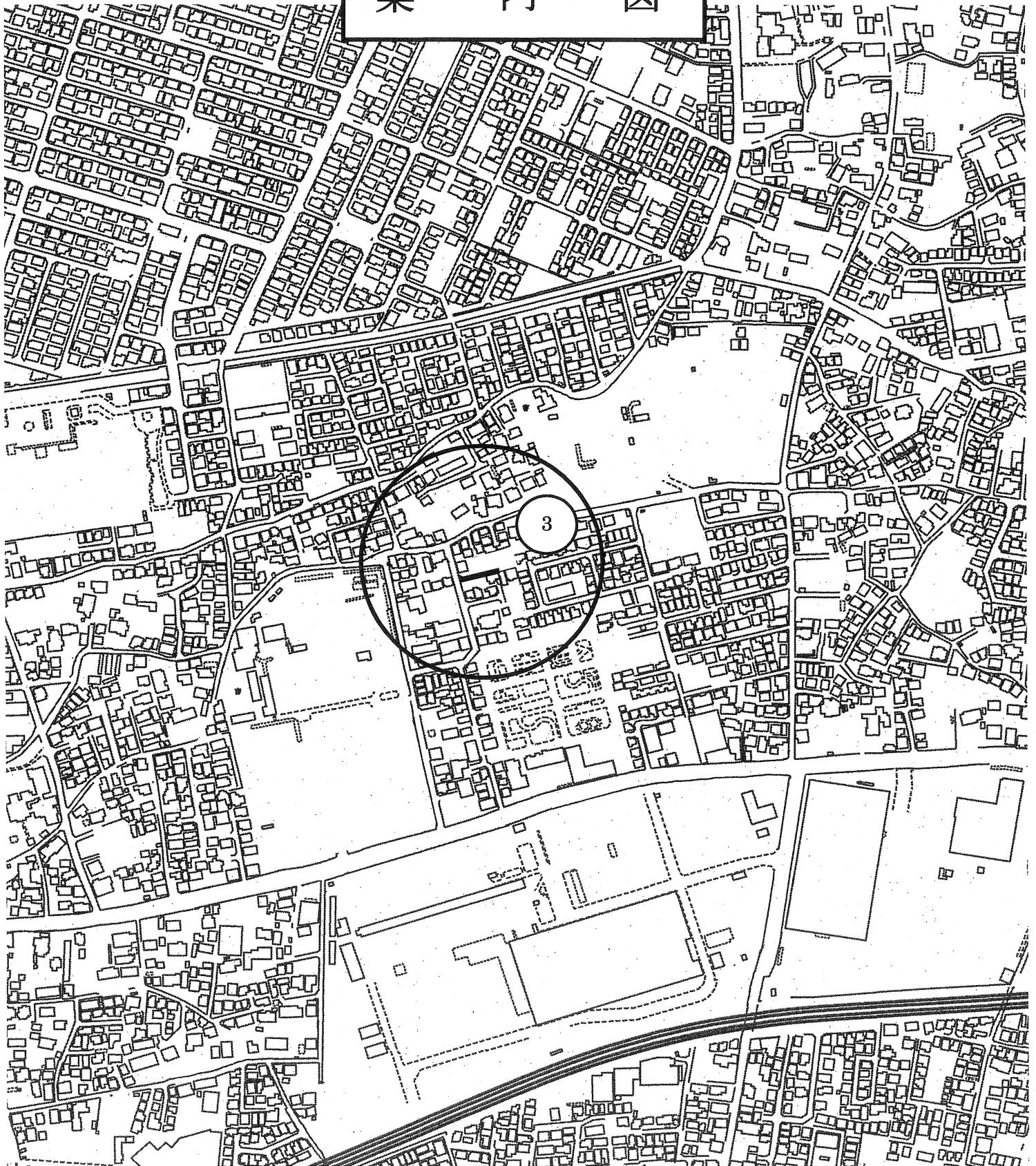
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整 理 番 号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	3 5 2 7 号 線	本 村 三 丁 目 6 8 0 9 番 5 3 4 地 先	本 村 三 丁 目 6 8 0 9 番 5 5 9 地 先	m 34.56	4.50 m 4.53

提案理由

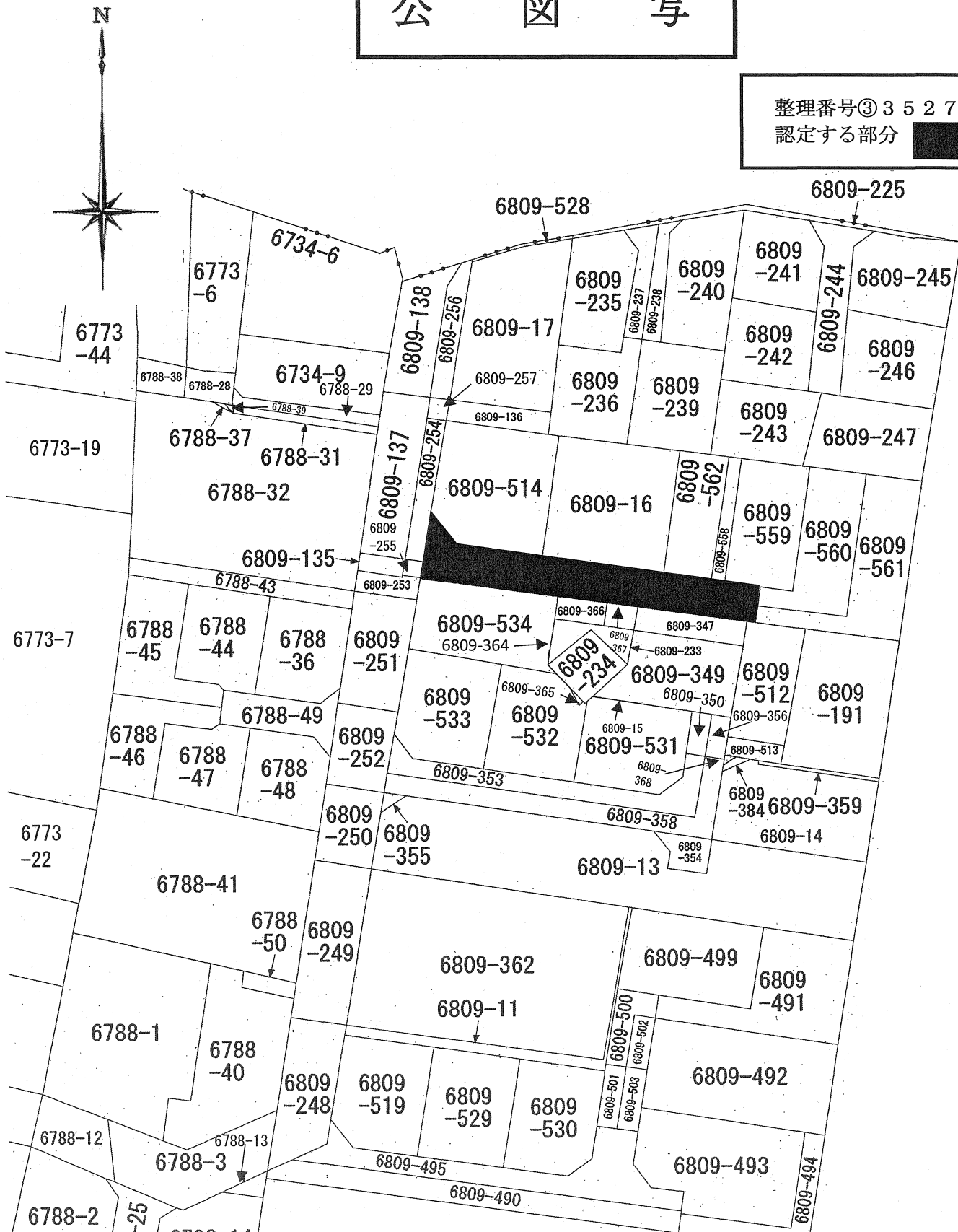
本案は、有限会社三浦地所が築造し、令和 6 年 2 月 3 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号③3527号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

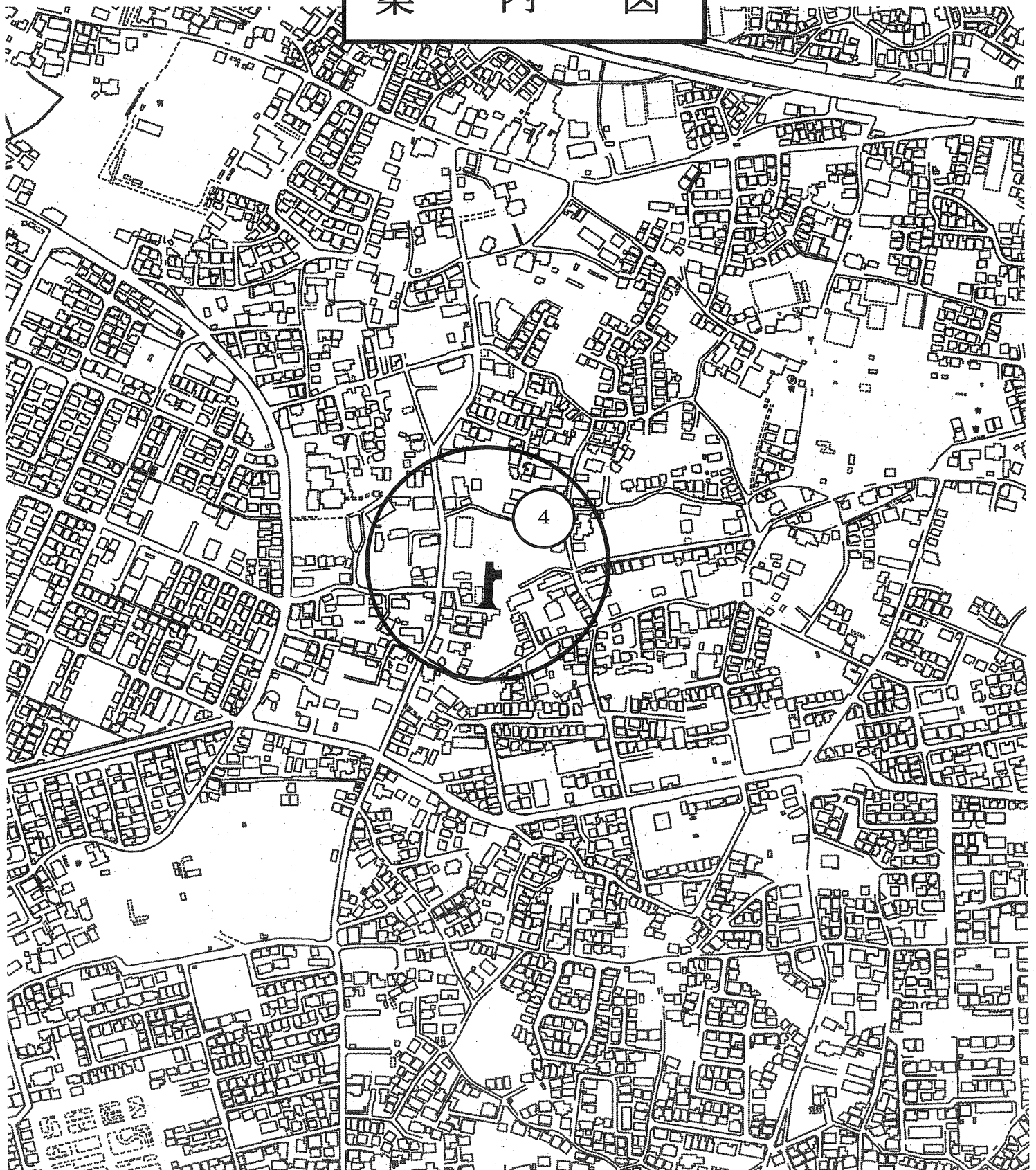
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	3 5 2 8 号線	松 林 三 丁 目 1 9 5 番 2 0 地 先	松 林 三 丁 目 1 9 5 番 9 地 先	m 40.01	m 4.52

提案理由

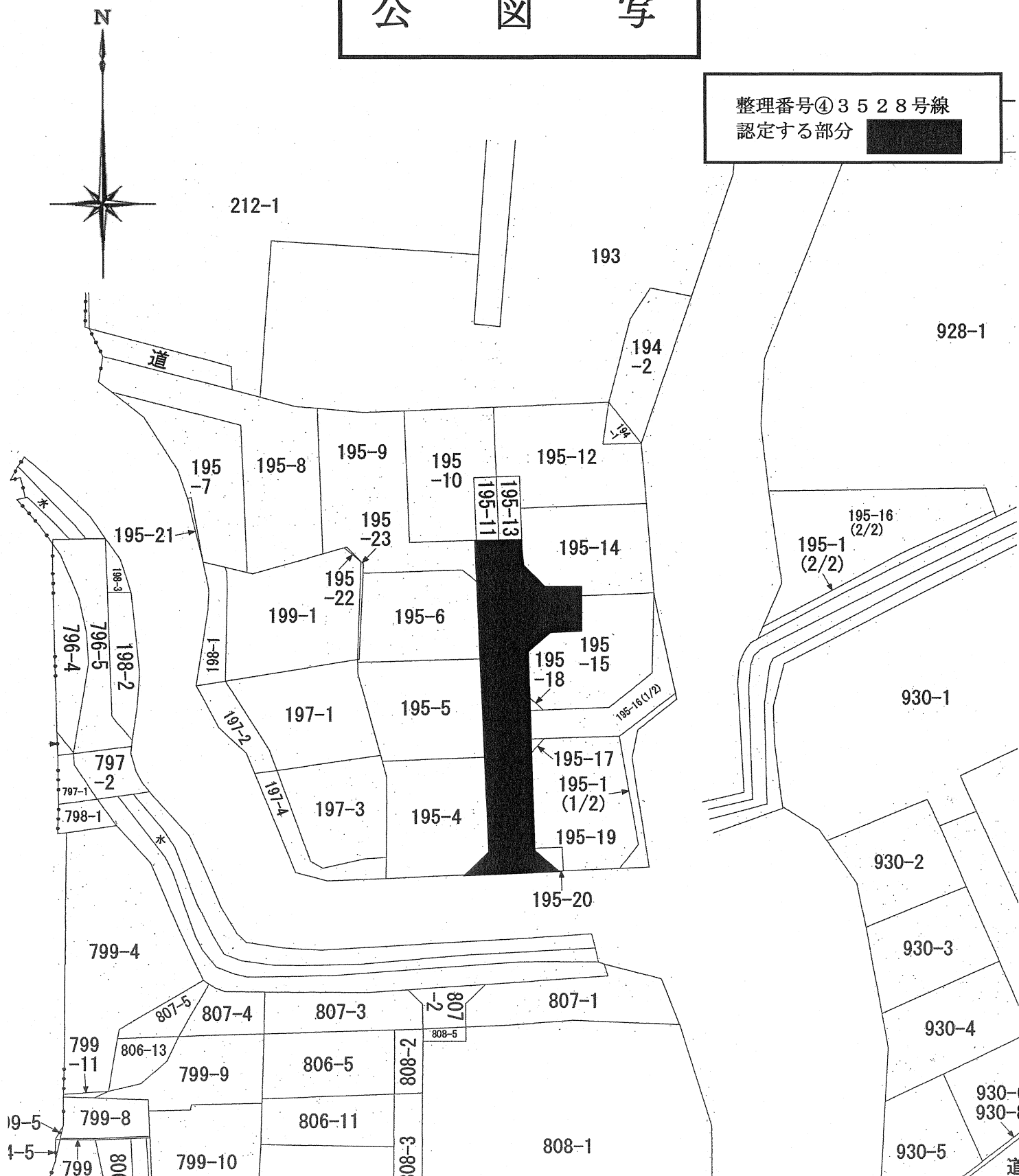
本案は、レモンホーム株式会社が築造し、令和 6 年 4 月 1 0 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号④3528号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

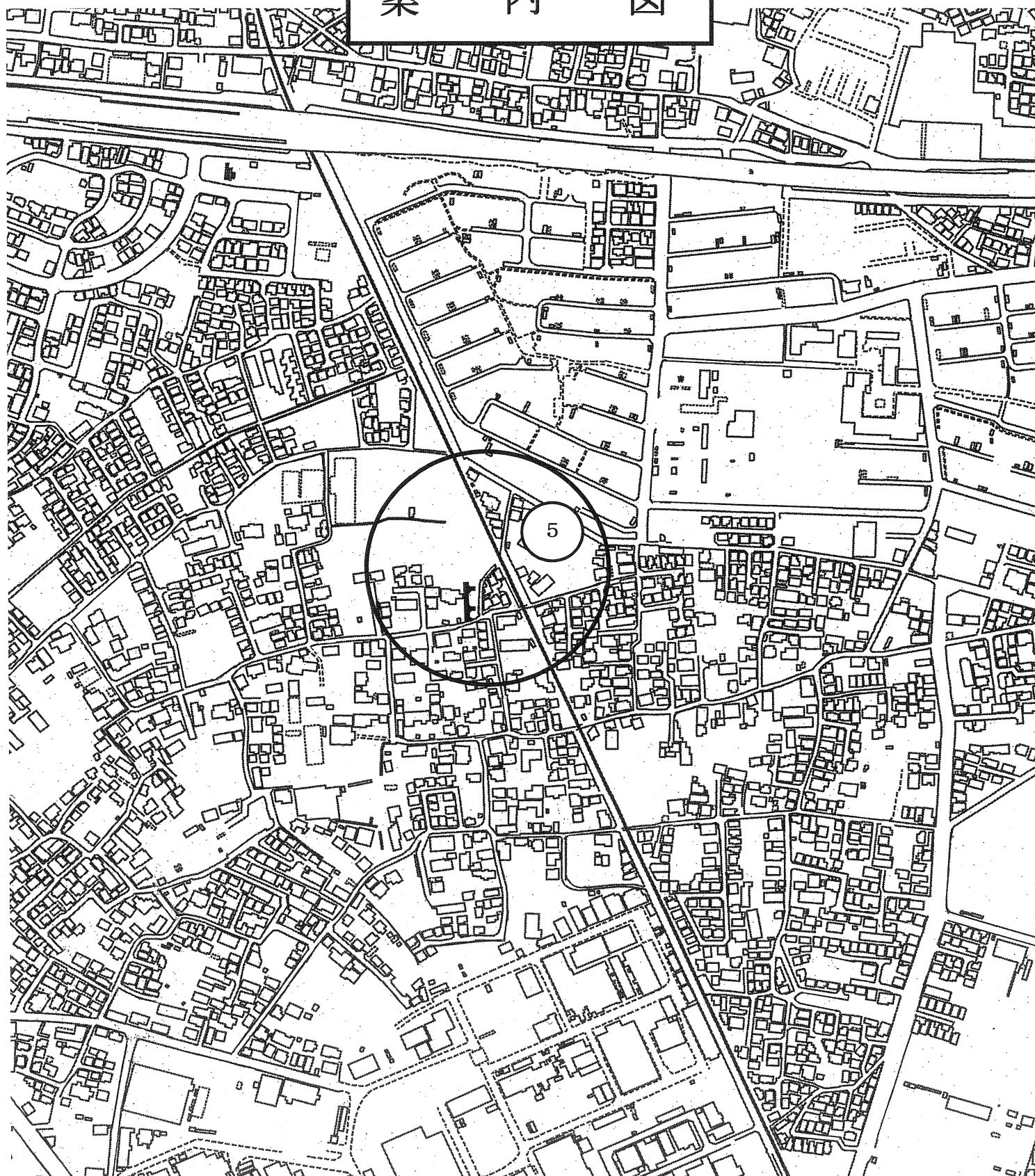
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整 理 番 号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑤	4 2 2 1 号線	円 蔵 字 御 屋 敷 2 1 9 8 番 4 地 先	円 蔵 字 御 屋 敷 2 1 9 8 番 9 地 先	m 58.79	4.50 m ~ 4.51

提案理由

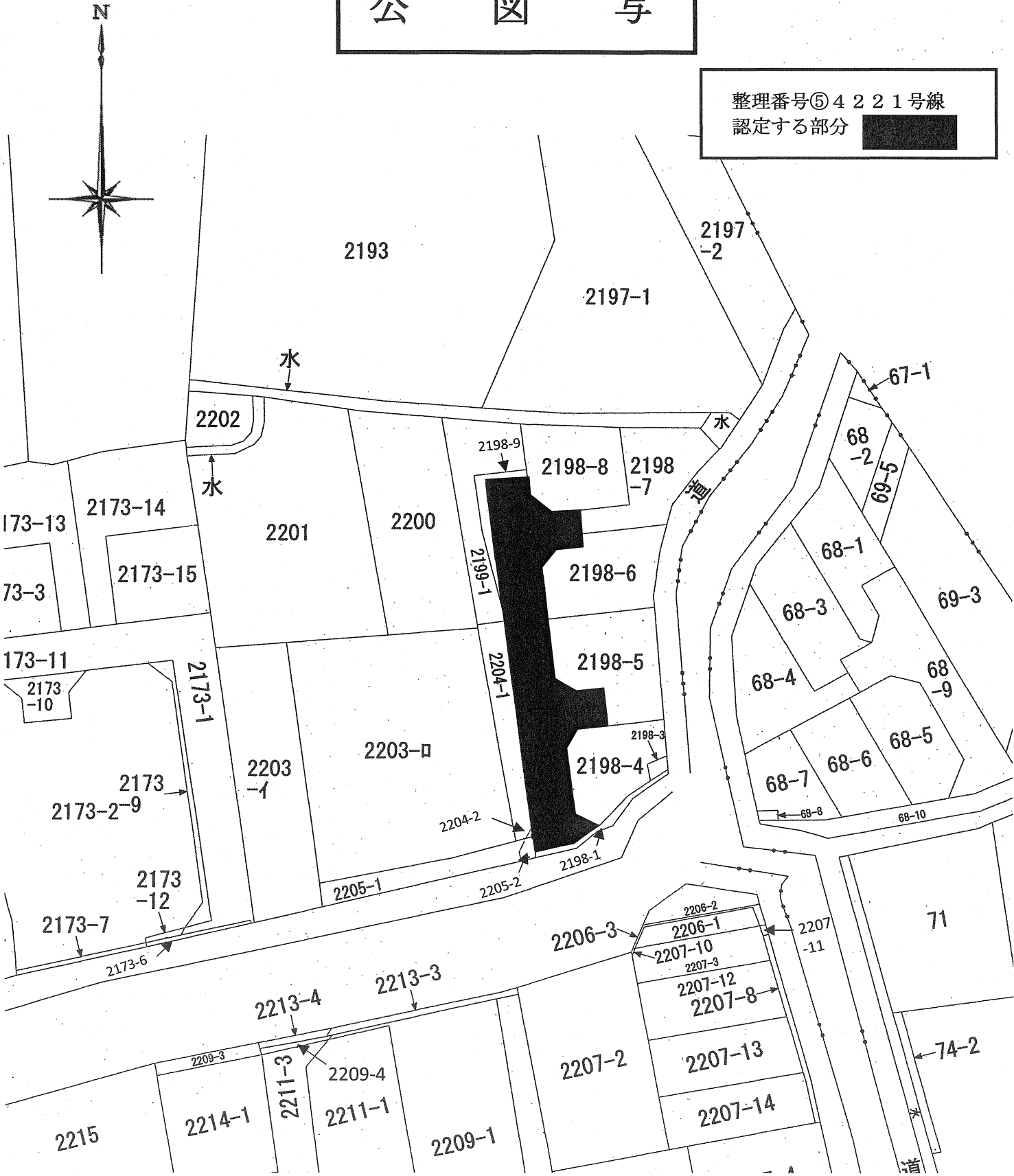
本案は、株式会社ワズホームが築造し、令和 6 年 3 月 2 7 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



寫 函 公

整理番号⑤4221号線
認定する部分 



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

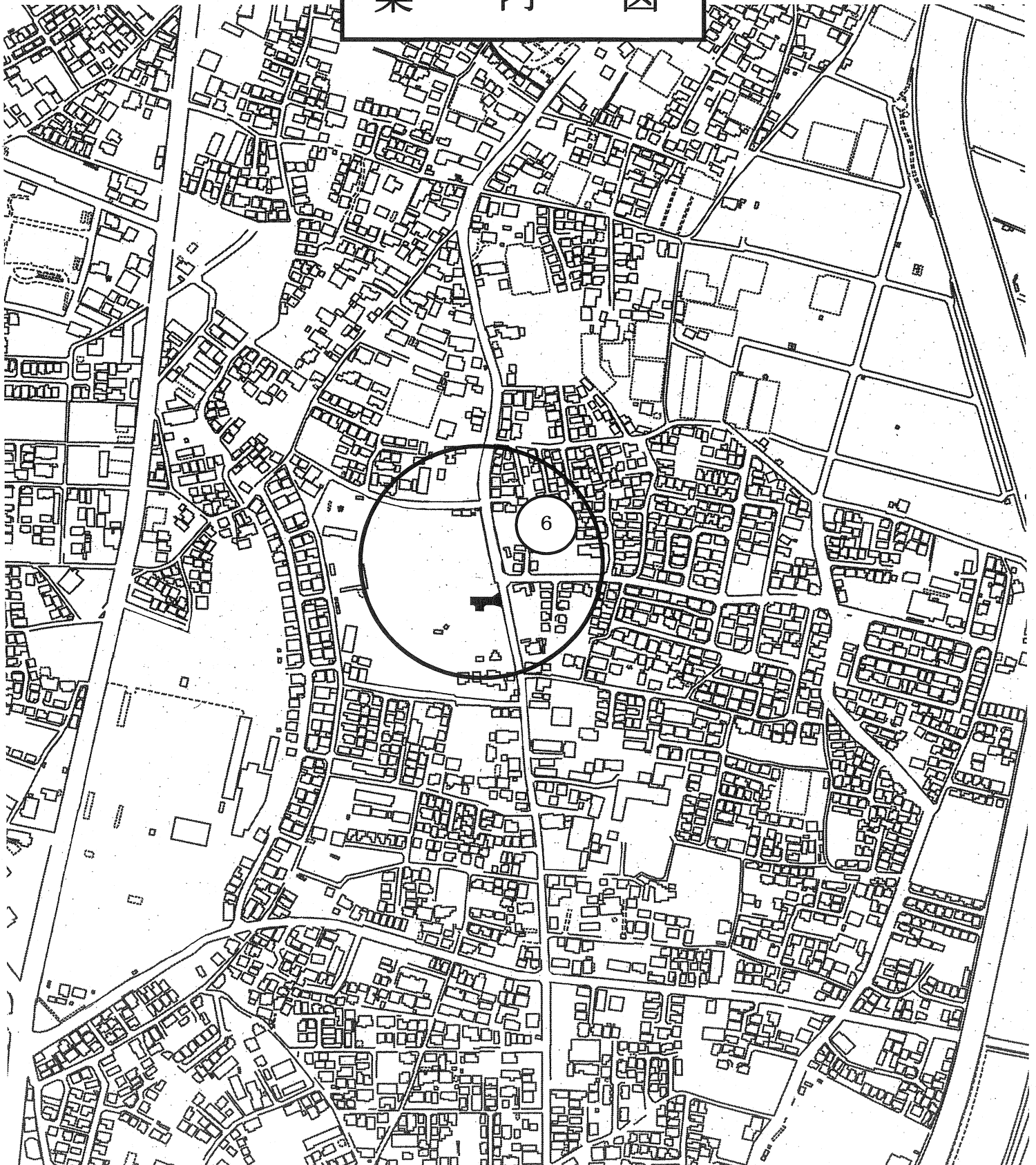
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑥	5 8 0 3 号線	萩 園 字 辻 西 2 4 0 8 番 1 地 先	萩 園 字 辻 西 2 4 0 8 番 6 地 先	m 29.15	m 4.50

提案理由

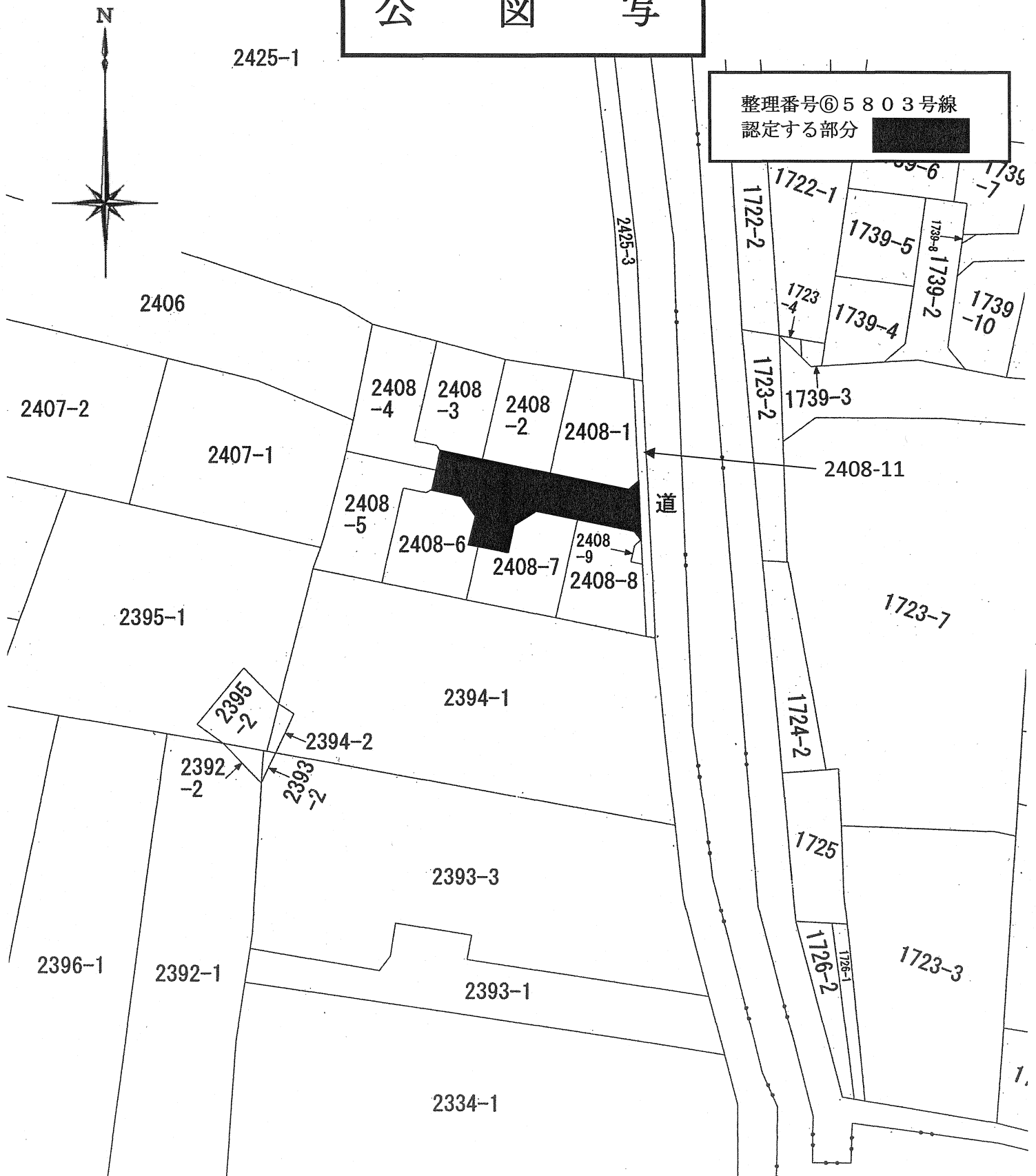
本案は、株式会社八清建設が築造し、令和 6 年 2 月 8 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



写 図 公

整理番号⑥5803号線
認定する部分



茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営状況について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

土地信託の事務処理状況について

地方自治法第243条の3第3項の規定により、土地信託の事務処理状況を別冊のとおり報告する。

令和6年6月5日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費繰越計算書について

令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費繰越計算書を地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和 5 年 度 茅 ヶ 崎 市

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の総額	令和 5 年度継続費予算現額		
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計
2 総務費	1 総 務 管 理 費	体育館管理運営経費 (総合体育館空調 設備設置工事)	1,181,257,000 円	300,000,000 円		300,000,000 円
8 土木費	2 道路橋りょう費	浜園橋橋りょう 整備事業 (上部工)	405,746,000	150,524,000		150,524,000

継 続 費 繰 越 計 算 書

支 出 済 額 及 び 支 出 額 見 込 額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円
113,920,000	186,080,000	186,080,000	80,000		186,000,000	
141,603,000	8,921,000	8,921,000	646,000		5,500,000	2,775,000

令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について

令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和5年度茅ヶ崎市

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
2 総務費	1 総務管理費	車両管理経費	613,000	527,100
		(仮称)松林地区地域集会施設整備事業	60,731,000	60,730,120
		体育館管理経費	14,263,000	10,663,000
	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度推進事業	44,330,000	44,330,000
3 民生費	1 社会福祉費	職員給与費	410,000	410,000
		物価高騰対応重点支援給付金	690,000,000	563,550,000
		物価高騰対応重点支援給付金給付事務費	22,840,000	7,936,724
		障がい者福祉管理経費	4,904,000	4,904,000
		障害者ふれあい活動ホーム運営経費	12,804,000	12,804,000
	2 児童福祉費	ファーストプレゼント事業	7,362,000	7,362,000
4 衛生費	1 保健衛生費	職員給与費	1,200,000	1,200,000
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	61,264,000	61,263,620
		保健所庁舎整備事業	30,304,000	30,303,850
	2 清掃費	収集車等購入経費	52,995,000	44,980,261

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
				51,563	475,537
			30,600,000		30,130,120
			10,600,000		63,000
	44,330,000				
	410,000				
	563,550,000				
	7,936,724				
	2,452,000				2,452,000
			10,200,000		2,604,000
2,454,000					4,908,000
	1,200,000				
	61,263,620				
			18,800,000		11,503,850
			33,400,000		11,580,261

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
4 衛生費	2 清掃費	環境事業センター管理経費	46,255,000	24,483,840
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路舗装修繕事業	88,863,000	88,863,000
		香川甘沼線道路改良事業	85,498,000	7,802,132
		上赤羽根堤線道路改良事業	73,839,000	45,359,784
		高田萩園線道路改良事業	83,984,000	37,442,926
		市道0109号線 歩道設置事業	74,068,000	14,330,907
		行谷芹沢線道路改良事業	8,107,000	8,107,000
		市道8265号線 道路改良事業	11,355,000	7,122,000
		狭あい道路整備事業	26,000,000	25,999,380
		道路照明灯等関係経費	26,818,000	26,818,000
		橋りょう等長寿命化 推進事業	65,661,000	65,661,000
	3 河川費	河川維持管理経費	7,997,000	7,997,000
		千ノ川整備事業	66,957,000	66,957,000
	4 都市計画費	都市計画事務費	7,601,000	7,600,959

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
			18,300,000		6,183,840
	31,673,000		57,100,000		90,000
			7,000,000		802,132
	20,474,392		18,400,000		6,485,392
	15,351,180		19,800,000		2,291,746
	6,351,453		7,100,000		879,454
	3,085,000		4,900,000		122,000
			6,400,000		722,000
			23,300,000		2,699,380
	5,000,000		21,800,000		18,000
	12,650,000		41,500,000		11,511,000
					7,997,000
					66,957,000
					7,600,959

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
8 土木費	4 都市計画費	香川駅周辺整備事業	56,073,000	53,469,225
		公園緑地等管理運営経費	74,946,000	7,541,000
9 消防費	1 消防費	消防施設設備維持管理経費	10,296,000	10,296,000
		消防通信業務管理経費	1,633,000	1,632,400
		消防車両整備事業	218,496,000	218,495,390
10 教育費	1 教育総務費	教育研究研修管理経費	2,251,000	2,228,248
		教育事務委託負担金	19,348,000	19,348,000
	2 小学校費	学校施設整備事業	208,575,000	208,575,000
		特別支援学級関係経費	26,620,000	26,620,000
		学校教育振興関係経費	70,294,000	70,294,000
	3 中学校費	学校施設整備事業	497,416,000	497,416,000
		施設設備補修費	6,127,000	6,127,000
	4 学校給食費	一般管理経費	5,162,000	5,162,000
		中学校給食導入関係経費	42,993,000	42,993,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
	11,800,000		37,400,000		4,269,225
			3,000,000		4,541,000
			7,700,000		2,596,000
			1,200,000	337,906	94,494
			174,700,000	42,935,399	859,991
					2,228,248
			19,000,000		348,000
	29,046,000		176,200,000		3,329,000
	11,254,000		11,900,000		3,466,000
					70,294,000
	81,189,000		414,600,000		1,627,000
					6,127,000
					5,162,000
					42,993,000

令和5年度茅ヶ崎市

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
10 教育費	4 学校給食費	中学校給食施設整備事業	163,253,000	163,253,000
	5 社会教育費	文化資料館跡地処分事業	8,723,000	8,723,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
			103,900,000		59,353,000
					8,723,000

令和5年度茅ヶ崎市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について

令和5年度茅ヶ崎市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書を地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月5日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和 5 年 度 茅 ヶ 崎 市

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
			円	円	円	円
10 教育費	1 教育総務費	教 育 研 究 研 修 管 理 経 費	1,276,000	1,232,000	44,000	
	2 小学校費	学 校 教 育 振 興 関 係 経 費	35,816,000	34,936,000	880,000	

事 故 繰 越 し 繰 越 計 算 書

翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳					説 明
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源	
		国庫支出金	県支出金	地 方 債		
円	円	円	円	円	円	一部の指導者用デジタル教科書について、年度末になって、年度内の納品が見込めないことが判明し、調達に不測の日数を要したため、繰越しするものです。
44,000					44,000	
880,000					880,000	一部の指導者用デジタル教科書について、年度末になって、年度内の納品が見込めないことが判明し、調達に不測の日数を要したため、繰越しするものです。

令和 5 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越計算書について

令和 5 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越計算書を地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和 5 年 度 茅 ヶ 崎 市 公 共 下

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	雨水施設整備事業	596,042,000	330,539,674	131,399,000
		汚水施設整備事業	223,271,000	54,497,626	101,929,000
		中島ポンプ場整備事業	32,739,000		32,739,000

水 道 事 業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	企 業 債	損益勘定留保資金	そ の 他			
円	円	円	円	円	円	事業者との協議に時間を要したことにより、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。
	31,735,000		99,664,000	134,103,326		
	81,665,000	20,264,000		66,844,374		事業者との協議に時間を要したことにより、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。
8,800,000	23,900,000		39,000			河川管理者との協議に時間を要したことにより、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。

令和 5 年 度 茅 ヶ 崎 市 公 共 下

地方公営企業法第 26 条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 公共下水道事業費用	1 営業費用	施設管理費 (設 管 渠 理 費)	294,171,000	211,818,967	66,023,100

水 道 事 業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	企 業 債	損益勘定留保資金	そ の 他			
円	円	円	円	円	円	
		66,023,100		16,328,933		施工箇所の見直しに伴う地権者との再調整に時間を要したことから、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。

令和 5 年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の繰越計算書について

令和 5 年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の繰越計算書を地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和 5 年 度 茅 ヶ 崎 市 病 院

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	医療機器購入	673,844,000	628,144,550	9,570,000

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金	その他			
円 0	円 0	円 9,570,000	円 0	円 36,129,450	円	世界的な半導体不足の影響に伴う電子部品の入荷に遅延が生じていることから年度内の完了が見込めないため、繰越するものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和6年5月1日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年6月5日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金462,000円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和5年11月7日未明頃、松林中学校敷地内において発生した倒木が、相手方宅の外壁を破損し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。